

岩手県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により次の地区に係る県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、平成30年7月13日から同年8月10日まで関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
手代森地区	当該県営土地改良事業計画書の写し	盛岡市役所